

# 青森県報

第四千八百八十九号

平成二十八年  
八月二十二日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出… (障害福祉課) … 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退… ( ) … 一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定… ( ) … 一
- 出先機関
- 土地改良区の役員就任及び退任… (上北地域) … 二

## 告 示

青森県告示第五百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十八年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 日
		青森県知事 三 村 申 吾	

変更前	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三六の二	平成 六・五 一
変更後	社会医療法人博進会南部病院 三戸郡南部町大字沖田面字千刈五二の二	

青森県告示第五百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十八年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
ヒラタ薬局代官町	弘前市大字代官町五九の一	平成 六・八 三

青森県告示第五百五十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十八年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
特定非営利活動法人クレール	青森市大字野内三九	特定非営利活動法人クレール	青森市造道三丁目二の六
放課後等デイサービス			平成 六・八 一

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥瀬堰土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年八月二十二日

上北地域県民局長 山 田 裕

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	小林 弘	十和田市大字沢田字三日市六八	平成 六・七・七 就任
	漆畑 武志	大字法量字谷地端六二の三	"
	野月 義広	大字沢田字三日市五四	"
	向井 勲	字向村七六	"
	西村 誠	字深堀平一七一の三	"
	太田 武志	字太田一七	"
	工藤 實	字種井沢二一四	"
	中屋敷 鉄男	字下洗二八の一	"
	小笠原 晴三	大字奥瀬字下山一四	"
	小沢 敬市	字小沢口七一	"
監事	下山 定夫	大字沢田字中道五七の一	"
	澤井 勝美	字向村一四	"
	小笠原 勝夫	大字奥瀬字生内一三三	"
理事	小林 弘	大字沢田字三日市六八	六・七 退任
	漆畑 武志	大字法量字谷地端六二の三	"
	工藤 實	大字沢田字種井沢二一四	"
	太田 久登	字後平二四	"
	西村 誠	字深堀平一七一の三	"

小笠原 正男	大字奥瀬字上通四九の二	"
小川 清利	大字沢田字篠田地二〇	"
中屋敷 鉄男	字下洗二八の一	"
小笠原 人志	大字奥瀬字下川目三三〇	"
向井 勲	大字沢田字向村七六	"
下山 定夫	字中道五七の一	"
澤井 勝美	字向村一四	"
漆坂 勝男	大字奥瀬字中ノ渡一七五の二	"

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭